

鳥取県広域景観形成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県広域景観形成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、広域にわたる景観資源を共有する複数の市町村により共同で策定される景観形成、保全及び活用に係る行動計画（以下「広域景観形成行動計画」という。）に基づく事業を実施する市町村（以下「計画実施市町村」という。）を支援し、良好な広域景観を形成し、もって観光振興及び地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 広域景観形成行動計画に基づいて対象事業を行う計画実施市町村
- (2) 広域景観形成行動計画に沿って対象事業（（3）景観配慮対策事業に限る。）を行う住民、団体、事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対し、対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以上の間接補助金を交付する計画実施市町村
- 2 本補助金の額は、対象事業ごとに補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に掲げる額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）の合計額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として対象事業を行なおうとする日の30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする市町村長は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村長（以下単に「市町村長」という。）は、第3条第1項に規

定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。なお、以下において、間接補助事業者が行う対象事業を「間接補助事業」という。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の知事が別に定める変更等は、対象事業ごとに本補助金の増額を伴う変更以外の変更等とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

（指示等の報告）

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 市町村長は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 市町村長は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払いをうけたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅延なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 間接補助率	4 補助率	5 限度額
(1) 展望地・滞留拠点整備事業	ビューポイント（展望地）や滞留拠点（道の駅等）の整備に係る次の経費 （1）基本構想、基本計画策定に係る経費（委託費、検討会・ワークショップ等の開催に係る講師・委員等の謝金・旅費、その他事務的経費） （2）基本設計委託費、詳細設計委託費 （3）施工費	—	1 / 2	1箇所につき 500千円
(2) 景観形成に係る普及啓発・研修等事業	(1) 景観形成に係る住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催に係る経費（講師等の謝金・旅費、その他事務的経費） （2）景観形成の取り組みの周知・広報に係る経費（委託費等）	—	1 / 2	1件につき 100千円
(3) 景観配慮対策事業 ・ 景観に配慮し行う屋外広告物、建築物、工作物等の撤去・改修等 ・ 地域の美化・緑化等	景観に配慮して行われる次の取り組みに必要な経費 （1）屋外広告物、建築物・工作物、農業用資材等の撤去、改修、交換等に要する経費 （2）美化・緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理等）に要する経費（材料、種苗、肥料、道具等の購入費、指導者謝金・旅費等）	1 / 2	市町村が実施主体の場合 1 / 2 間接補助事業の場合 1 / 4	市町村が事業主体のものと同接補助事業に係るものと合わせて 500千円

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県広域景観形成支援事業計画（報告）書

1 事業内容（該当のない事業は表を削除し、その旨記載すること）

（1）展望地・滞留拠点整備事業

事業概要	補助対象経費		県補助額	備考
	内容	金額		
※全体計画（場所、規模、整備概要）及び申請の内容等を記載すること				
小計				
小計				
合計				

- ・整備する展望地、滞留拠点ごとに記載すること。
- ・「県補助額」は補助対象経費の合計（小計）に補助率 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）と限度額 500 千円のいずれか低い金額を記載すること。
- ・位置図、整備内容が分かる図面、写真等を添付すること。
- ・金額の算定根拠（設計書、見積書、契約書、請求書等）を添付すること。

（2）景観形成に係る普及啓発活動・研修等事業

ア 住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催

事業概要	補助対象経費		県補助額	備考
	内容	金額		
※実施日時・場所、目的・内容、講師、参加人数等について記載すること				
小計				
小計				
合計				

- ・実施する研修等ごとに記載すること
- ・「県補助額」は補助対象経費の合計（小計）に補助率 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）と限度額 100 千円のいずれか低い金額を記載すること。
- ・事業報告書には、実施状況が分かる資料（実施記録、結果概要、写真等）を添付すること。

(3) 景観配慮対策事業

ア 屋外広告物、建築物・工作物、農業用資材等の撤去、改修、交換等

① 市町村実施分

事業概要	補助対象経費		補助対象経費 に県補助率を 乗じた額	備考
	内容	金額		
※所在地、現況（規模、状態等）、撤去・改修の内容等を記載すること				
合計				

- ・撤去、改修、交換等を行う物件ごとに記載すること。
- ・「補助対象経費に県補助率を乗じた額」は、補助対象経費の合計金額に 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）を記載すること。
- ・現況（申請時）、撤去・改修後（報告時）が分かる写真を添付すること。
- ・改修・交換等の場合は、意匠・デザイン等が分かる資料を添付すること。
- ・金額の算定根拠（設計書、見積書、契約書、請求書等）を添付すること。

② 間接補助事業分

事業概要	補助対象経費		間接補助金 の額	補助対象経費 に県補助率を 乗じた額	備考
	内容	金額			
※所在地、現況（規模、状態等）、撤去・改修の内容等を記載すること					
合計					

- ・撤去、改修、交換等を行う物件ごとに記載すること。
- ・「間接補助金の額」は、市町村が間接補助事業者に交付する金額を記載すること。（補助対象経費に 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）以上の金額でなければならない。）
- ・「補助対象経費に県補助率を乗じた額」は、物件ごとに補助対象経費に 1/4 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）を記載すること。
- ・現況（申請時）、撤去・改修後（報告時）が分かる写真を添付すること。
- ・改修・交換等の場合は、意匠・デザイン等が分かる資料を添付すること。
- ・市町村の補助金交付要綱等の規程を添付すること。

イ 美化・緑化活動

① 市町村実施分

事業概要	補助対象経費		補助対象経費に県補助率を乗じた額	備考
	内容	金額		
※実施場所、日時、実施内容等を記載すること				
小計				
小計				
合計				

- ・実施日又は実施期間ごとに記載すること
- ・「補助対象経費に県補助率を乗じた額」は、補助対象経費の合計金額に 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）を記載すること。
- ・報告時は、実施状況が分かる写真を添付すること。
- ・報告時は、金額の算定根拠（請求書、領収書等）を添付すること。

② 間接補助事業分

事業概要	補助対象経費		間接補助金の額	補助対象経費に県補助率を乗じた額	備考
	内容	金額			
※実施主体、実施場所、日時、実施内容等を記載すること					
小計					
小計					
合計					

- ・間接補助事業者ごとに記載すること
- ・「間接補助金の額」は、市町村が間接補助事業者に交付する金額を記載すること。（補助対象経費（小計）に 1/2 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）以上の金額でなければならない。）
- ・「補助対象経費に県補助率を乗じた額」は、間接補助事業者ごとに補助対象経費に 1/4 を乗じた額（千円未満の端数切捨て）を記載すること。
- ・報告時は、実施状況が分かる写真を添付すること。
- ・報告時は、金額の算定根拠（請求書、領収書等）を添付すること。
- ・市町村の補助金交付要綱等の規程を添付すること。

ウ 県補助金の額の算定

補助対象経費に県補助率を乗じた額の合計額	県補助金の額

- ・「補助対象経費に県補助率を乗じた額の合計額」はア①・②、イ①・②それぞれの「補助対象経費に県補助率を乗じた額」（合計）の合計金額を記載
- ・県補助金の額は、「補助対象経費に県補助率を乗じた額の合計額」と限度額500千円のいずれか低い金額を記載すること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を以下に記載すること

3 補助対象経費に工事請負費又は委託費が含まれる場合であって、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を以下に記載すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県広域景観形成支援事業収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	内訳等
県補助金		
自己財源		
その他収入		
合 計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	内訳等
展望地・滞留拠点整備事業		
景観形成に係る普及啓発活動・研修等事業		
景観配慮対策事業		
合 計		

様

鳥取県知事 印

年度鳥取県広域景観形成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県広域景観形成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県広域景観形成支援事業補助金交付要綱（令和3年〇月〇日付〇〇第〇〇号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年度鳥取県広域景観形成支援事業仕入控除税額確定報告書

番
年 月 号
日

鳥取県知事 様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取県広域景観形成支援事業補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県広域景観形成支援事業補助金交付要綱（令和3年〇月〇日付〇〇第〇〇号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
（ 年 月 日付第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 上記に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額（返還相当額） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること